

業務契約書 (案)

愛媛地方税滞納整理機構（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
以下「乙」という。）とは、令和7年度オンライン研修における管理運営業務につ
いて、次の条項により業務契約を締結する。

(業務の内容及び目的)

第1条 甲は、次の業務（以下「業務」という。）を乙に発注し、乙はこれを受注する。

別紙「オンライン研修における管理運営業務に係る仕様書」のとおり

(業務期間)

第2条 業務期間は、契約締結日から令和7年12月26日までとする。

(業務料)

第3条 業務料の額は、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額
円）とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(注意義務)

第5条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への業務に係る指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって業務を遂行するものとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(損害の負担)

第7条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

- 2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(完了報告及び完了検査)

第8条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に完了検査を行うものとする。

(業務料の支払)

第9条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、業務料の支払を請求するものとし、甲は請求書を受領した日から30日以内に、口座振込により業務料を支払うものとする。

(業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) この業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の役員等（乙の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事業所をいう。）を代表するものをいう。）若しくは実質的経営をしている者が、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等と認められるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は業務料の全部又は一部を支払わないことがある。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、前項に違反して甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第 15 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第 16 条 この契約に関する紛争は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項については、愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成 18 年規則第 10 号）によるものとし、同規則に定めのない事項については、甲乙は、誠意をもって協議し、これを定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目1番地2
甲 愛媛地方税滞納整理機構
管 理 者 野 志 克 仁

乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

（保有の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

（安全管理措置）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。